



“蜂の巣” 駆除 費用トラブル 防ぐポイント



■ 神戸市に寄せられた実際の相談

自宅に蜂の巣を見つけ、子供がいるため早く駆除しなければと思い、慌ててネットで業者を検索した。「3,000円～」と書かれていて安そうだったので依頼したところ、作業後に8万円の請求を受けた。高額すぎないか。 (40代、女性)

⚠ 春から秋にかけて注意が必要です！

蜂やゴキブリなどの害虫、ネズミなどの害獣の駆除サービスを依頼したところ、思っていたよりも高い料金を請求されたというトラブルが、4月頃から増える傾向があります。

💡 駆除を依頼するときのポイント

- ① ネットに書かれた“極端に安い価格”をうのみにしない。
- ② 複数の業者から見積りを取り比較・検討するか、(一社)兵庫県ペストコントロール協会に連絡する。

【(一社)兵庫県ペストコントロール協会】

電話：0120-76-2633

受付時間：9：00～12：00、13：00～16：50（土日祝を除く）

※蜂の巣の駆除やゴキブリなどの害虫駆除を行う民間の事業者団体です。作業内容に応じて会員業者を紹介してもらえます。

- ③ 業者の現場確認が終わったら、**作業開始前に必ず料金を確認し、納得したうえで依頼しましょう。**

✓ 蜂の巣を作らせないために

- ・4月頃から、軒下や庭木の中を定期的に点検しましょう。
- ・庭や家のまわりは、こまめに整理整頓しましょう。

“質問サイト” 利用する前に よく確認を!



■ 神戸市に寄せられた実際の相談

薬の飲み方について調べるため、専門家が回答してくれるという質問サイトを利用した。相談料として500円を決済したつもりだったが、後日、同じ請求者名で4,980円の引き落としがあることに気づいた。利用したつもりはないので返金して欲しい。
(70代、男性)

? 質問サイトってなに?

「質問サイト」とは、インターネット上で疑問や悩みを投稿すると、専門家やほかの利用者から回答をもらえるサービスです。法律や健康などについて、弁護士や医者などの専門家が回答するサイトもあります。

! サブスク（定期購入）契約に注意!

- ・事例のように、1回だけのつもりで利用したところ、その後も料金が引き落とされているという相談が寄せられています。
- ・「無料」や「お試し価格」と表示されていても、期日までに解約しなければ、有料プランに自動で切り替わる場合があります。
- ・その場合、毎月・毎年など、定期的に決まった料金が引き落とされます。

? 利用していないのに支払わなければならないの?

- ・支払いについては、原則として利用規約に従うこととなります。
- ・そのため、“利用していなかった”との理由だけでは、返金に応じてもらえないケースが多いです。

💡 トラブルを防ぐために

- ・利用する前に、利用条件（定期購入の有無等）や解約方法をよく確認しましょう。
- ・特にお試しサービスの場合は、いつまでに解約すればよいか等を必ず確認しましょう。
- ・覚えのない請求に気づけるよう、クレジットカードの利用明細は必ず確認しましょう。

“簡単に稼げる” 副業トラブル を防ぐために



■ 神戸市に寄せられた実際の相談

「アンケートに答えるだけで、1日4,000円」という副業の広告を見て、申し込んだ。

その後、相手から電話があり「副業の登録費として、毎月1万円が必要」と説明されたため、クレジットカードでの決済に同意した。しかし後日カードの明細を確認すると、36万円が引き落とされていた。話が違うと思い、返金を求めて連絡したが、相手と連絡が取れなくなった。(40代、女性)

⚠️ 「すきま時間に簡単に稼げる」などの広告にご注意！

「アンケートに答えるだけ」「“いいね”を押すだけ」など、簡単な作業（タスク）で誰でも稼げるとうたう副業広告には注意が必要です。

高い収入が得られると思って申し込んだ結果、お金をだまし取られてしまったという相談が寄せられています。

✓ 被害に遭わないために

- ・儲かる仕組みや説明がはっきりしないものには、申し込まないようにしましょう。
- ・「誰でも」「簡単に」「～だけ」などの言葉を、うのみにしないようにしましょう。
- ・最初に聞いていた話と違うと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- ・名前、住所、銀行口座、運転免許証の写真などの個人情報は、簡単に教えないようにしましょう。
- ・会社の所在地、代表者名、電話番号が書かれていないサイトには、特に注意しましょう。

💡 おかしいなと感じたら

- ・お金の支払いを求められたときや、「おかしいな」「変だな」と少しでも感じたら、それ以上やり取りをしないようにしましょう。
- ・支払ってしまったお金を取り戻すのは困難です。
- ・困ったときは、警察（#9110）、消費生活センターに相談しましょう。

息子を名乗る “慰謝料請求” にご注意を!



■ あんしんすこやかセンターに寄せられた実際の相談

自宅の電話に、息子のフルネームを知っている男性から電話があった。「息子さんが女性を妊娠させた。慰謝料として150万円が必要だ」などと言われた。誰にも相談せずに信じてしまい、言われたとおり現金150万円を手渡してしまった。その後、家族に話したところ、詐欺だと分かった。(80代、女性)

! 息子を名乗る電話にご注意!

息子を名乗り、「女性を妊娠させた」「今すぐお金が必要だ」などとうそを言って、お金をだまし取る詐欺が発生しています。

✓ 被害に遭わないために

- ・ 息子の実名を言われても、すぐに信じないようにしましょう。必ずご自身が知っている電話番号にかけ直して確認しましょう。
- ・ 「急ぐ」、「お金が必要」などの言葉にも注意してください。
- ・ 一人で判断せず、まずは家族や周囲の人に相談するようにしましょう。

悪質商法や契約トラブルなど、
消費生活に関するご相談は **神戸市消費生活センター**へ

電話相談

消費者ホットライン  **188**

平 日：9:00～17:00 ※平日は078-371-1221でもつながります (FAX:078-351-5556)
土 日 祝：10:00～16:00 ((独)国民生活センターにつながります。12/29～1/3を除く)

オンライン相談

ホームページからオンラインで相談



神戸市消費
生活センター
HPはこちら



来訪相談は事前予約制 (神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階)